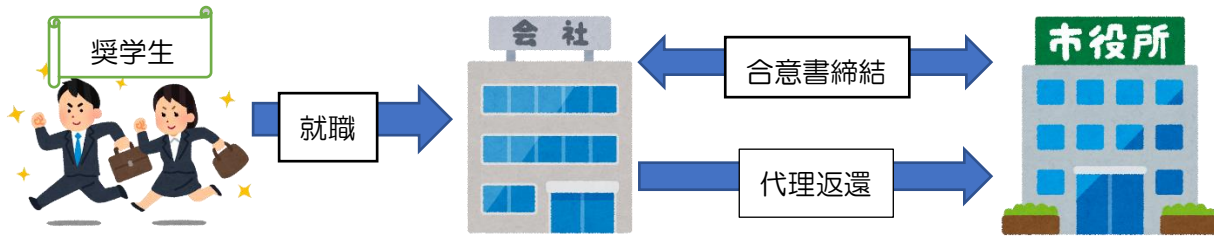


～鹿屋市奨学資金企業代理返還制度のご案内～

目的

鹿屋市奨学資金の奨学生を雇用する企業等が、奨学生に代わって奨学資金を直接本市に返還することで、奨学生の経済的負担を軽減する制度です。



手続の流れ

- ① 代理返還制度に参加する企業と市で合意書を締結する。
- ② 奨学生と企業は連名で、利用開始申込書を市へ提出する。
- ③ 企業は、奨学生の月賦返還額の全部又は一部を月賦で返還する。（納付書）

奨学生（従業員）の方へ

●奨学資金返還による経済的負担が軽減されます！

- ・代理返還金は、通常の給与と区別されることから、非課税扱いとなります。
- ・社会保険の標準報酬月額に含まれません。

●代理返還企業において既に雇用されている方、又はこれから雇用される奨学生が対象です！

代理返還企業の方へ

●奨学資金返還支援企業としてPRできます！

- ・本市ホームページで代理返還企業合意締結企業であることを周知します。
- ・奨学資金返還をサポートしてくれる企業を探している若手人材にもアプローチできます。

●若手従業員の人材確保及び定着率UPのきっかけに！

- ・返還金は、法人税法上、給与として損金算入可能です。
- ・返還金は、賃上げ促進税制の対象になる可能性があります。

※税制上の取扱いについては、各企業内で就業規則や賃金規定等の整備が必要になる場合もあります。詳しくは、税理士、社会保険労務士等にご相談ください。

●利用中止や合意取消は、企業の任意のタイミングで可能です！

- ・ただし、再合意禁止期間があります。

●奨学生の返還額の全部又は一部を代理返還します。

- ・返還方法は、金融機関窓口で本市の発行する納付書で支払い（毎月1回）
- ・返還期間は、卒業1年後から10年以内
- ・奨学生1人あたり年間43,200円～216,000円程度（10年返還の場合）

本制度にご賛同いただき、本市と合意書締結の意向のある企業を随時募集しています。興味があるという方はぜひ一度、下記問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】

鹿屋市教育委員会 学校教育課 住所：〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号（鹿屋市役所本庁6階）

電話：0994-31-1137 FAX：0994-41-2935 メール：gakkou@city.kanoya.lg.jp